

栃柔連18第4号

平成30年4月9日

関係各位

栃木県柔道連盟

会長 吉田忠征

JOC ジュニアオリンピックカップ平成30年度関東ジュニア柔道体重別
選手権大会兼全日本関東地区予選栃木県予選会・関東女子ジュニア柔道
体重別選手権大会兼全日本関東地区予選栃木県予選会の開催について

本連盟の諸事業に対しましては、日ごろから格別の御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、標記の大会を別紙要項のとおり実施いたします。

つきましては、関係者に御周知くださいますとともに選手の参加について御
配慮願います。

なお、当日県高体連主催の総合体育大会開会式が県体育館で開催され駐車場の
混雑が予想されるため、例年より開始時間を遅らせました。時間を間違いない
よう御指導よろしく願います。

栃木県柔道連盟

〒320-0057 宇都宮市中戸祭1-6-3

スポーツ会館内

Tel・fax 028-622-1128

JOC ジュニアオリンピックカップ

平成30年度関東ジュニア柔道体重別選手権大会兼全日本関東地区予選栃木県予選会・
関東女子ジュニア柔道体重別選手権大会兼全日本関東地区予選栃木県予選会実施要項

- 1 日 時 平成29年5月12日(土) 受付開始：午前10時30分
開会式：午前11時30分
- 2 会 場 栃木県武道館 〒320-0057 宇都宮市中戸祭1-6-3 TEL 028-622-4201
- 3 主 催 栃木県柔道連盟
- 4 参加選手
次の体重区分による男女8階級、計16階級
ア 男子 ①55kg級 ②60kg級 ③66kg級 ④73kg級
⑤81kg級 ⑥90kg級 ⑦100kg級 ⑧+100kg級
イ 女子 ①44kg級 ②48kg級 ③52kg級 ④57kg級
⑤63kg級 ⑥70kg級 ⑦78kg級 ⑧+78kg級
- 5 出場資格
(1) 選手は日本国籍を有する者とする。
(2) 選手は、平成10年(1998年)1月1日以降、平成15年(2003年)12月31日以前の出生者とする。※平成30年(2018年)中に15歳から20歳になる者。
(3) 選手は本県に居住・在勤・在学の条件のうち、いずれかを満たし、栃木県柔道連盟を通して(公財)全日本柔道連盟に競技者登録をしている者とする。
- 6 試合方法
(1) IJF規定(新ルール)、試合時間4分、GS採用、トーナメント戦によって行う。
(2) 男女ともベスト8以上の敗者復活戦を行い、3位決定戦を実施する。ただし、出場人数が8名に満たない場合は、3位決定戦のみを実施する。
(3) 試合が連続する場合等は、4分間の休息時間とする(10分間とはしない)。
(4) 試合者が試合場に現れない場合の「30秒ルール」は適用しない。
(5) 大学・高校・中学・一般各所属選手の出場は、各階級、男女とも4名以内とする。
ただし、厳選のうえ出場させること。
- 7 服 装
(1) 全日本柔道連盟柔道衣規格に適合した柔道衣(上衣、下穿、帯)を使用すること。柔道衣は白色のみを使用し、背部にゼッケンを各自で縫い付けること。
① 布地は白色(晒太綾)で、サイズは横30cm~35cm、縦25cm~30cm。
② 苗字を上部2/3、所属を下部1/3に、ゴシック又は楷書体で男子は黒字、女子は朱字で記載する。
③ 縫い付けの場所は後ろ襟から5~10cm下部とし、対角線にも強い糸で縫い付ける。
※広告の入った柔道衣及びゼッケンは使用不可
(2) 女子の黒帯は、白線入りの帯は不可とする。
(3) ゼッケンのない者は出場できない。
- 8 表 彰
各級優勝、準優勝、3位を表彰する。

9 関東大会出場権

男・女の各級優勝、準優勝、3位の者は本県代表として7月8日(日)埼玉県武道館で開催される関東大会に出場することができる。ただし、参加費用は各自負担とする。

10 計量

大会当日会場において、男女とも午前10時40分～午前11時20分の計量に合格すること。時間内に2回まで検量を認める。

11 申し込み

(1) 申込期日 5月1日(火)までに必着すること。(メ切後は一切受付ない。)

(2) 申込宛先 〒320-0057

宇都宮市中戸祭1-6-3

スポーツ会館2階 栃木県柔道連盟 あて

FAX & TEL 028-622-1128

(3) 申込様式 別紙申込書を使用のこと。

(4) 組合せ会議 5月8日(水)栃木県警察学校

(5) 参加料 1人 1,000円(保険料を含む)当日徴収する。

12 脳震盪対応

(1) 大会1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。

(2) 大会中、脳震盪を受傷した者は継続して当該大会に出場することは不可とする。

(3) 練習再開に際しては、脳神経外科の診察を受け、許可を得ること。

(4) 当該選手の指導者は、大会事務局及び全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。

13 皮膚真菌症(トングランス感染症)については、貴所属の責任において必ず確認し、感染が判明した選手については、迅速に医療機関において的確な治療を行うこと。もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。

14 その他

(1) 選手の負傷については、原則として自己責任とする。

(2) 本大会においての傷害保険は、県柔道連盟が加入する。